

お知らせ

生涯現役！地域活躍を応援します！ アクティブシニア 介護人材バンク

いずれも研修終了後、町田市介護人材バンクに登録して、継続した就労支援を受けることができます。

【初級研修】

市内の介護施設で周辺業務(清掃、ベッドメイキング、配膳、介護補助等)を主とした就労を希望する方向けの研修です。

※市内在住のおおむね50歳以上で介護施設での就労を希望する方

日 9月6日(水)午後1時30分～5時

場 町田市民フォーラム

定 30人(申し込み順)

【フォローアップ研修】

生きがいのある介護の仕事をするために、知っておきたい労働契約のポイントやお金について学びます。

※市内在住のおおむね50歳以上の町田市介護人材バンク登録者(登録希望者も含む)、初級研修修了者(就労した方も含む)

日 9月28日(木)午後1時～5時

場 町田市文化交流センター

講 やまだ社会保険労務士事務所 所長・山田隆司氏

定 80人(申し込み順)



申 電話で町田市介護人材開発センター・町田市介護人材バンク(☎860・6480、受付時間=祝日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時)へ。

問い合わせ総務課☎724・2916

児童扶養手当

現況届の提出を

児童扶養手当を受給中の方、支給停止中の方に現況届を送付しましたので、提出をお願いします。

現況届を提出しない場合は、8月分(12月振り込み)からの手当が受けられなくなります。

なお、手当の受給開始から5年を経過した方等には、6月下旬に「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を送付していますので、現況届と一緒に提出して下さい。提出がない場合や遅れた場合は、8月分からの手当が2分の1に減額されます。

※現況届の右上に記載された必要書類を添付のうえ、8月31日までに直接子ども総務課(市庁舎2階)へ。

※状況確認を行いますので、受給者本人がおいで下さい。

※各市民センター等での受け付けは行いません。

子ども総務課☎724・2143

町区域の新設に関する市民懇談会(金井町地区)

会 員 公 募

金井町地区で住所整理事業を実施するにあたり、新しい町の区域や町名等について話し合う市民懇談会を開催します。この懇談会は、町内会・自治会、商店会の方、まちづくりに関するNPO法人の方、公募した地域住民等で構成されます。

※金井町在住の18歳以上の個人または金井町に所在する法人=10人

(抽選)

任期 10月から1年間、全6回(予定)

申 申込書と応募理由書(400字以内)を、8月31日まで(必着)に直接または郵送で土地利用調整課(市庁舎8階)へ。

※申込書等は土地利用調整課で配布、町田市ホームページでダウンロードもできます。郵送を希望する方はご連絡下さい。

市HP [金井 懇談会] 検索

土地利用調整課☎724・4254

更新します

国民健康保険被保険者証

現在、使用されている被保険者証の有効期限は9月30日です。10月1日から有効の新しい被保険者証は、9月中に簡易書留(転送不可)でお送りします。

留守が多いなど郵便では都合の悪い方には、窓口でお渡しすることもできます(世帯主または世帯主の委任を受けた同世帯の家族に限る)。

【窓口で受け取りを希望の場合】

8月14日～25日の午前8時30分～午後5時(月～金曜日)に保険年金課へ電話予約のうえ、9月10日～22日に窓口(市庁舎1階、受付時間=午前8時30分～午後5時)へ、現在使用中の被保険者証・印鑑・世帯主からの委任状(家族の場合)をお持ち下さ

い。

※期限内に受け取りをしなかった場合は、後日簡易書留でお送りします。

保険年金課☎724・2124

大地沢青少年センター～2018年2月分の

利用受付開始

※市内在住、在勤、在学の方が過半数のグループまたは個人

申 8月5日午前8時30分から電話で同センター(☎782・3800)へ。

※初日の午前8時30分～午後1時の受付分は抽選、午後1時以降は申し込み順に受け付けます。

※2月6日、13日、14日、20日、27日は利用できません。

町田市自然休暇村 せせらぎの里～2018年2月分の

利用受付開始

※市内在住、在勤、在学の方とその同行者

場 町田市自然休暇村(長野県南佐久郡川上村)

申 8月1日午前8時30分から電話で自然休暇村(☎0120・55・2838)へ(自然休暇村ホームページで申し込み可)。

※2月5日～8日、13日～15日、21日、22日は利用できません。

地域活動功労者に感謝状を贈呈しました

市民協働推進課☎724・4358

6月27日、市庁舎で地域活動功労者への感謝状の贈呈式を行いました。この感謝状は、町内会・自治会等からの推薦により、地域の課題解決のため、地域で連携・協力している個人や団体に対し、贈呈するものです。

贈呈式では、長年にわたり子どもの見守り活動や農業に関する学習機会の提供に尽力されている3人の方に、市長から感謝状が手渡されました。

【表彰された方(敬称略)】

- 石井隆
- 野澤滋享
- 前島利一



左から野澤さん、石阪市長、前島さん、石井さん

公開している会議 傍聴のご案内

会議名	日時	会場	定員	申し込み
町田市景観審議会	8月4日(金)午前10時～正午	市庁舎2階会議室2-1	5人(申し込み順)	事前に電話で地区街づくり課(☎724・4267)へ
町田市都市計画審議会	8月7日(月)午前10時から	市庁舎3階第1委員会室(予定)	10人(申し込み順)	事前に電話で都市政策課(☎724・4247)へ
町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会	8月9日(水)午後6時30分～8時30分	市庁舎2階会議室2-2	10人(申し込み順)	8月8日午後5時までに電話で環境政策課(☎724・4386)へ
町田市国民健康保険運営協議会	8月17日(木)午後2時～4時	市庁舎2階会議室2-2	3人(申し込み順)	8月10日午後5時までに電話で保険年金課(☎724・4027)へ
町田市高齢社会総合計画審議会	8月18日(金)午後6時30分～8時	市庁舎3階会議室3-1	10人(申し込み順)	事前に電話でいきいき総務課(☎724・2916)へ

心身障がい者各種制度のお知らせ

障がい福祉課☎724・2148

【該当する方は申請・提出を～心身障害者福祉手当】

心身障害者福祉手当は8月で年度が切り替わります。7月までに申請をして所得超過により却下となった方で、2017年度(2016年中)所得が限度額以内の場合(表1参照)は、8月中に申請して下さい。所得の詳細についてはお問

合わせ下さい。

※現在受給中で、2017年度所得が限度額を超える方には、別途通知します。

【更新します～心身障害者医療費助成制度(受給者証)】

重度障がい者(身体障害者手帳1・2級[内部障がいは3級も含む]、愛の手帳1・2度)の方を対象とした受給

者証の更新を行います(所得制限基準額を超える方[表2参照]、65歳以上で初めて申請する方、後期高齢者医療被保険者証をお持ちで住民税が課税の方は対象外)。

引き続き助成が受けられる方には9月からの新しい受給者証を8月下旬にお送りします。また、所得が基準額を超える等で受給資格の無くなる方

には、資格消滅通知をお送りします。なお、以前に所得超過で受給資格を喪失した方も、所得(表2参照)によって対象となる場合があります。詳細はお問い合わせ下さい。

※有効期間の過ぎた受給者証は障がい福祉課へお返し下さい。

表1 心身障害者福祉手当の概要

対象者	手当額(月額)	所得限度額(2017年度[2016年中]所得)	
		扶養人数	受給者本人所得
①～④のいずれかに該当する、心身に障がいのある20歳以上65歳未満の方 ①身体障害者手帳1・2級②愛の手帳1～3度③脳性マヒ④進行性筋萎縮症 ※施設入所者、所得が一定額以上の方は除きます。精神障害者保健福祉手帳は対象外です。	心身障害者福祉手当 1万5500円	0人	360万4000円
		1人	398万4000円
		2人	436万4000円
		3人	474万4000円
		4人	512万4000円
		以降、扶養人数1人につき38万円加算	

※所得限度額は目安であり、個別に判断する必要がありますので、詳細はお問い合わせ下さい。

表2 心身障害者医療費助成の所得制限基準額

○適用期間=9月1日～2018年8月31日
○収入期間=2016年中の所得

扶養親族等の人数	基準額
0人	360万4000円
1人	398万4000円
2人	436万4000円
3人	474万4000円
4人	512万4000円
5人	550万4000円

※基準額を超える方は対象になりません。
※20歳未満の方は、国民健康保険の世帯主、または社会保険の被保険者の所得です。
※20歳以上の方は、障がい者ご本人の所得です。